

グローバルIPアドレスサービス契約約款

第一章 総則

第1条（本約款の適用）

1 伊藤忠ケーブルシステム株式会社（以下「当社」）は、このグローバルIPアドレスサービス契約約款（以下「本約款」）を定め、本約款に従って、契約者（第2条第3号に定める者。以下同じ）に対しグローバルIPアドレスサービス（以下「本サービス」）を提供します。

第2条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）本サービス：契約者に対し、グローバルIPアドレスを一個提供するサービス。
- （2）利用契約：当社から本サービスの提供を受ける為の契約。
- （3）契約者：この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者。

第3条（契約者への通知）

- 1 当社は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載する等、当社が適当と判断する方法により契約者への通知を行います。
- 2 当社は、前項の方法により契約者に対し随時必要な事項を通知するものとします。

第4条（本約款の変更）

- 1 当社は、契約者に対して事前の通知を行った上で、本約款を変更できるものとします。この場合、本約款の変更後の内容とともに効力発生日を契約者に通知し、変更後の本約款については、当該通知した効力発生日にその効力が発生するものとします。

第二章 利用契約

第5条（提供条件）

- 1 本サービスは、当社のインターネット接続サービスの提供のあるマンションでのみご利用できるものとします。

第6条（契約の種類）

- 1 利用契約の種類は、当社が別途定める料金表（以下「料金表」）によるものとします。

第7条（最低利用期間）

- 1 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月とします。
- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約を解約した場合は、当社が定める期日までに、第13条及び料金表の定めに基づき、当社に対し解約料を支払うものとします。

第8条（契約の申込み）

- 1 利用契約の申込みをする方は、当社指定の申込書に必要事項を記載し、身分を証明する書類等とあわせて当社に提出するものとします。
- 2 20才未満の方が利用契約の申込みをする場合には、法定代理人の同意を必要とします。
- 3 利用契約の種類を変更する場合においても、当社指定の申込書により契約内容の変更手続きをするものとします。

第9条（契約の承諾）

- 1 利用契約の申込みをする場合、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。
- 2 当社は、前項の規定にもかかわらず、当該申込みを承諾する何らの義務もないものとします。次の場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）利用契約の申込みを行った者が、本サービスの利用料金その他の債務（本約款に規定する料金及び料金以外の債務をいう。以下同じ）に関する費用支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - （2）虚偽の事実をもって利用契約の申込みをしたとき。
 - （3）申込者の名義が個人名義以外のとき。
 - （4）その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。
- 3 前項の規定により、利用契約の申込みを当社が拒絶した場合、当社は契約者に対し書面をもってその旨を通知します。

第10条（契約に基づく権利の譲渡）

- 1 利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、当社の承諾なしに第三者へ譲渡することができません。

第11条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者について相続があった場合、相続人は契約者の地位を承継します。
- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した相続人は、相続の日から3ヶ月を経過する日までにその旨を当社に届け出るものとします。但し、当該期間内に相続の届け出が行われなかった場合には、契約者の相続人は契約者の地位を承継せず、当該相続の日付にて解約したものとみなします。
- 3 第1項の場合において、契約者の地位を承継した相続人が2人以上いる場合は、そのうち1人を代表者と定め、前項の手続きを取るものとします。

第12条（契約者の氏名等の変更）

- 1 契約者は、その氏名、住所、居所、電話番号等申込時の届出内容について変更があった場合は、当社に速やかに連絡するものとします。
- 2 前項の連絡があった場合、当社は、契約者に対し身分を証明する書類等を提出して頂くことがあります。
- 3 前2項の連絡が無かったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第13条（契約者が行う契約の解除）

- 1 契約者は、利用契約を解約しようとする場合は、当社に対しその旨を当社指定の方法により解約希望日の1ヶ月前までに通知するものとします。
- 2 前項の場合、当社は既に受領した月額利用料、その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
- 3 契約者は、最低利用期間内（本サービス開始月の翌月を起算月とした開通から6ヶ月間）に本サービスの解約があった場合、最低利用期間内解約手数料をお支払いいただけます。利用期間は、本サービス開始月の翌月から1ヶ月とした月次で計算します。
- 4 解約手数料は、当社が別途定める解約手数料表によるものとします。

第14条（当社が行う契約の解除）

- 1 当社は次の場合には、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - （1）第19条（本サービスの停止）の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、本サービスを停止される原因となった事実について相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、当該事実を是正しないとき。
 - （2）支払停止または支払不能に陥ったとき、自ら振出し又は引き受けた手形もしくは小切手につき不渡りの処分を受けたとき、あるいは取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - （3）差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがあったとき又は滞納処分を受けたとき。
 - （4）破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停手続開始の申し立てがあったとき、または清算手続に入ったとき。
- 2 当社は、次の場合にはあらかじめ契約者にそのことを通知の上、利用契約を解除することがあります。
 - （1）本契約に違反したとき。
 - （2）その他、当社が当該契約者に本サービスを提供することを不適当と判断した場合。
- 3 契約者が前2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社に対する一切の債務を、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を現金で支払うものとします。

第三章 契約者の義務等

第15条（管理業務）

- 1 契約者は、本サービスを第三者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、本サービスの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- 2 契約者は、本サービスを第三者に開示しないものとともに、第三者に漏洩することの無いよう管理するものとします。
- 3 当社は、本サービスが第三者に使用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示に従うものとします。

第16条（自己責任の原則）

- 1 契約者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下同様とします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレーム通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対してクレームを通知する場合も同様とします。
- 2 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することが出来るものとします。

第四章 利用中止及び利用制限

第17条（禁止行為）

- 1 契約者は、本サービスを利用して以下の行為を行ってはならないものとします。
 - （1）当社または第三者の著作権またはその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - （2）当社または第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - （3）上記（1）（2）の他、当社または第三者に不利益または損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
 - （4）第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - （5）公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反するおそれのある情報を第三者に提供する行為。
 - （6）犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結び付く行為、またはそのおそれのある行為。
 - （7）児童ポルノを含むポルノ等猥褻または児童虐待を含む残虐な画像・文書を表示または送信する行為。
 - （8）営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
 - （9）本サービスを利用してサーバー等を設置し、外部にサーバー内の情報等を公開することにより、インターネット接続回線に過度の負荷をあたえる行為。
 - （10）本サービスを不正に使用する行為。
 - （11）コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、使用または提供する行為。

- (12) 契約者及び同居する家族以外の方に本サービスを利用させる行為。
- (13) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (14) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為。

第18条 (本サービスの中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。
- (1) 当社のインターネット接続サービス用設備の保守点検又は工事止むを得ないとき
 - (2) 設置するインターネット接続サービス用設備の障害等止むを得ない事由があるとき
 - (3) 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止したとき
 - (4) その他、当社が本サービスの運営上一時的な中止が必要と判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合、当社は本サービスの中止によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第19条 (本サービスの停止)

- 1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対して、本サービスの提供を一定期間停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの実事を確認できないときを含みます)、または支払いが行われないおそれがあるとき。
 - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合。
 - (3) 入力されている情報の改ざんを行った場合。
 - (4) 第17条(禁止行為)各号の何れかに該当した場合。
 - (5) 違法な態様において、本サービスを利用したと当社が判断した場合。
 - (6) その他、本約款の何れかに違反した場合、または当社の事業運営を妨害した場合。
- 2 前項の場合、当社は本サービスの停止によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第20条 (本サービスの廃止)

- 1 当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。
- 3 BB4Uインターネット接続サービスが解約となった場合、本サービスは廃止となります。
- 4 管理組合もしくはオーナーとの間で締結しているインターネット接続サービス設備保守・運用サポート契約が解約になった場合、本サービスは廃止となります。
- 5 前項の場合、当社は本サービスの廃止によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。

第21条 (本サービスの変更)

- 1 当社はインターネット接続サービスの仕様変更等により、契約者に提供しているグローバルIPアドレスを変更することがあります。
- 2 前項の場合、当社は本サービスの変更によって契約者が被った損害を賠償する何らの義務もないものとします。
- 3 本サービス開始前または開始後に、契約者からの申出によるグローバルIPアドレスの途中変更は行わないものとします。

第22条 (情報等の削除)

- 1 当社は、契約者による本サービスの利用が第17条(禁止行為)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対してクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、契約者がデータ等を各サービスに定める容量を超えて発信した場合、またはその他の理由で運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。
- (1) 第17条(禁止行為)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消の為協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報、データの全部または一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
 - (5) 第19条に基づき本サービスの利用を停止します。
 - (6) 第14条に基づき利用契約を解除します。
- 2 前項の措置は第16条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用にさいしては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第五章 料金等

第23条 (利用料金等)

- 1 当社が提供する本サービスの料金(以下「料金」)は、月額利用料とし、別途料金表に定めるところによります。
- 2 料金の支払い方法は、クレジットカードによるものとしますが、利用可能なクレジットカードの詳細に関しては、別途当社が定めるところによります。

第24条 (料金の計算方法)

月額利用料は、次の表により計算します。

月の区分	日の区分	料金額
利用を開始した月の料金		無料
本サービスを停止した月の料金及び再開した月の料金、利用契約を解約した月の料金		月額 (利用日数を問わない)
利用を開始した月の翌月及びこれに引き続く各月の料金		
本サービスを中止または廃止した月の料金		

備考:当社が承諾した利用開始日に契約者が利用を開始できなかった場合でその理由が当社設備に起因しない場合は、当社が承諾した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。
契約者は、利用契約を解約した月の月額利用料については、その1ヶ月分の金額を支払うものとします。

第25条 (契約者の支払い義務)

- 1 契約者は、利用契約の申込みを行い、当社の承諾を受けたときは、本サービスに係わる契約料の月額利用料を支払わなければなりません。
- 2 第18条(本サービスの中止)又は第19条(本サービスの停止)の規定により本サービスの提供が中止又は停止された場合における当該中止又は停止の期間は、本サービスの提供があった期間として取り扱い、契約者は同期間につき料金支払義務を負うものとします。
- 3 第19条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの提供が廃止された場合には、契約者は当該廃止月の月額利用料金全額を当社に支払うものとします。

第26条 (割増金)

- 1. 料金の支払いを不法な手段により免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払うものとします。

第27条 (遅延損害金)

- 1 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払い期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。
- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第28条 (消費税)

- 1 契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第六章 損害賠償

第29条 (損害賠償)

- 1 契約者は、本サービスを利用して発信する情報につき一切の責任を負うものとします。また、契約者が本サービスの利用によって他の契約者又は第三者に対して損害を与える等により紛争を生じた場合、当該契約者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えないものとします。
- 2 契約者が本契約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して相応の損害賠償の請求をおこなうことができるものとします。
- 3 本サービスの提供が中断した場合(第18条から第20条に規定する場合を含む)、当社は、本約款に規定するもの以上一切の責任を負わないものとします。
- 4 前各項に定めるもののほか、当社は、契約者が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、またはご利用になれなかったことにより発生した一切の損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、一切の責任を負わないものとします。
- 5 本約款の如何なる規定にも拘わらず、当社が契約者に対して負担する賠償責任は、請求の原因の如何を問わず、契約者に現実生じた直接損害に限定され、利用契約及び本約款に基づき契約者が当社に支払った料金の総額を超えないものとし、いかなる場合にも、契約者に生じた間接的、派生的及び特別損害並びに逸失利益については、当社は責任を負わないものとします。

第七章 通信の秘密及び個人情報等

第30条 (通信の秘密の保護)

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの提供を確保する為に必要な範囲でのみ使用、または保存します。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜査)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、契約者が第17条各号のいずれかに該当する禁止行為を行った場合、契約者は通信の秘密による保護の権利を放棄したものとみなし、契約者の通信の秘密に属する情報の一部を開示する事が出来ます。

第31条 (個人情報の管理)

- 1 本申込書を通じて取得したお客様の個人情報やクレジットカード情報(以下あわせて「個人情報」)は、伊藤忠ケーブルシステム株式会社(個人情報管理者 プロードバンド・アクセス部長 privacy@itochu-cable.co.jp)が管理します。
- 2 本申込書を通じて取得したお客様の個人情報は以下の利用目的で利用します。
 - (1) サービスの障害や保守等に関するご案内をお客様に連絡するため
 - (2) サービスにおける障害時や保守時等の連絡のため。
 - (3) サービス料金の決済のため
 - (4) 商品又はサービスの紹介のため
 - (5) その他、サービスをより簡便に利用できるようにするため
- 3 本申込書により取得した個人情報を、本人の同意なく第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要になる場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 本申込書への個人情報の記入及び提出はお客様の任意となりますが、必要な情報を提出いただけない場合、申込みができない場合があります。
- 5 本申込書を通じて取得したお客様のクレジットカード情報はサービス料金の決済のために利用します。
- 6 クレジットカードによるお支払手続きのため、本申込書に記載された個人情報の一部を郵送またはファイル転送にて、該当の金融機関へ提供させていただきます。本サービスは「GMOペイメントゲートウェイ株式会社」のクレジットカード代行サービスを利用しており、お客様の決済情報の一部をGMOペイメントゲートウェイ株式会社が保有いたします。
- 7 本サービスの提供を確保する為に、本申込書により取得した個人情報を保守・サポート業務の委託に伴い、当社が委託する第三者に提供する場合があることを承諾していただきます。なお、当社が個人情報を提供する場合は、契約により、適切な個人情報管理を行うよう委託先に義務付けるものとします。
- 8 当社は当社が定める保存期間である利用契約の終了後7年間の経過後は、個人情報を消去するものとします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができることを承諾していただきます。
- 9 申込書にご記入頂きました個人情報に関し、お客様には、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供停止の権利がございます。

上記の権利の行使につきましては、これらの請求をおこなう際には、下記のお問合せ窓口までご連絡お願い申し上げます。

宛先: 〒141-0022 東京都品川区東五反田 3-20-14 高輪パークタワー
 伊藤忠ケーブルシステム株式会社 ライフコンテンツサービス部
 担当: 個人情報相談窓口 電話: 03-6277-1828
 メール: privacy@itochu-cable.co.jp

第32条 (協議等)

- 1 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項及び当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意を持って協議し解決するものとします。
- 2 本サービスの利用に関して当社と契約者との間に紛争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表

- (1) BB4U グローバルIPアドレスサービス月額料金

品目	月額費用
グローバルIPアドレスサービス	2,500円(税抜)

- (2) 解約手数料

期間	料金(税抜)
1ヶ月目 (サービス開始日の翌月)	15,000円
2ヶ月目	12,500円
3ヶ月目	10,000円
4ヶ月目	7,500円
5ヶ月目	5,000円
6ヶ月目	2,500円